

介護保険料のお知らせ

問 高齢福祉課 ☎(55)71116

▼介護保険料の仮徴収／介護保険料は前年所得(令和2年中)をもとに計算するため、令和3年度の保険料額は前年所得が確定する6月以降でなければ決まりません。このため前年度から継続して保険料が賦課されている方については、仮徴収を行います。

【特別徴収(年金から天引き)の方】

2月に特別徴収された保険料の同額が4、6、8月の年金から天引きされます。

【普通徴収(納付書、口座振替)の方】

前年度をもとに、第1期(4月)・第2期(6月)を暫定賦課します。納入通知書(納付書)は4月中旬に送付します。

▼令和3年度の確定した保険料額(年額)について／確定した年間保険料額(年額)から仮徴収賦課分を差し引いた残額を、以降の納期に振り分けます。決定通知書は7月中旬に送付予定です。

令和3年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のお知らせ

問 保険年金課 ☎(55)71119

特別徴収(年金からの天引き)の方へ
2月に特別徴収された保険料(料)の同額が4、6、8月の年金から天引きされます。

確定した年間保険税(料)額(年額)から仮徴収賦課分を差し引いた残額を、以降の納期に振り分けます。

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度について

問 保険年金課 ☎(55)71119

▼内容／出産予定日(または出産日)が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

多胎妊娠の場合は、出産予定日(または出産日)が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

届出をして認められると、免除された期間も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

届出を行う期間について、すでに免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、届出が可能です。

▼対象者／「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方 ※任意加入をされている方は対象になりません。

▼申請時期／出産予定日の6か月前から届出可能です。なお、出産後も可能です。

▼申請に必要なもの／

・年金手帳(個人番号が確認できる書類と本人確認書類でも可)

※出産前に届出をする場合…母子健康手帳等(出産予定日が分かるもの)

※出産後に届出をする場合…出産日は市役所で確認できるため原則不要

▼申請先／保険年金課または各支所

国民年金保険料学生納付特例制度

～保険料の納付が困難な学生の方へ、納付が猶予される制度があります～

▶対象となる学生は？

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校*(学生納付特例対象校)に在籍する20歳以上の学生で、ご本人の前年の所得が $128\text{万円(令和2年度以前を申請する場合: }118\text{万円)} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円}$ 以下の方
※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

▶承認される期間は？

4月～翌年3月

▶学生納付特例が認められると？

・学生納付特例期間は、将来受け取る年金の受給に必要な期間に算入されます(ただし、年金額には反映されません)。
・10年以内であればあとから納めることができる追納制度があります。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に加算額が上乗せされます。

▶申請は？

・申請したい年度の4月1日以降に、下記の①と②の両方を持参し、市役所または各支所で手続きをしてください。
①年金手帳(個人番号確認書類と本人確認書類でも可) ②学生証(在学証明書の原本でも可)
・学生納付特例制度は毎年申請が必要です。前年度申請された方には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が郵送されます。必要事項を記入し返送してください。
※日本年金機構からハガキが届かない場合は、市役所または各支所にて申請をお願いします。

▶申請期限は？

申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができますが、申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受け取ることができなくなる可能性があります。申請期限がまだ先の場合でも、万が一に備えお早めに申請してください。

◎学生以外の方で、収入の減少や失業などにより納付が困難な方へは、保険料免除・納付猶予制度があります。

問 保険年金課 ☎(55)71119